

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

苫小牧市立植苗小中学校 令和7年(2025年)年7月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめとは？

- |                                 |
|---------------------------------|
| 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う             |
| 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める) |
| 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている          |

それでは、次のケースはいじめにあたるのでしょうか？考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間でSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

## いじめ対応について

- 学校は、「いじめ防止対策委員会」で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事象を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

## いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、「いじめ防止対策委員会」より判断します。

いじめ防止対策推進法では、保護者責務として、「保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」と明記されています。

誰もが安心できる学習環境を整えるためには、子どもたちに相手の立場にたった言動を促すことが必要です。植苗小中学校では「ともに学び、実践する子」の育成を目指しています。この実現のため、法律の主趣を踏まえ、ご家庭でもご指導をよろしくお願いいたします。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。

<p>植苗小中学校 いじめ防止基本方針の (概要) 全文は学校HPを ご覧ください。</p>	<p>いじめは決して許されることではありません。いじめを受けた子どもは、学ぶ権利を奪われるだけでなく、心や体に大きな傷や危害をもたらす可能性があり、そのような行為を許したり見過ごしたりすることは、絶対にあってはならないことです。</p> <p>そこで、植苗小中学校では、次の2つを大切に進めていきます。</p> <p>①児童生徒一人一人が、いじめを起こさない意識と行動を心がけます。</p> <p>②すべての児童生徒が、安心して学習や活動に取り組める環境を整えるために、保護者や地域の方々と連携し、学校全体でいじめの防止を行います。</p>
<p>植苗小中学校 いじめ防止対策委員会の 役割や活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、学年部長（初等部・中等部・高等部）で構成され、必要に応じて校外の関係機関の専門家や校内の関係者を参集します。</li> <li>委員会では、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、児童生徒の情報共有による未然防止の体制整備、具体的な対策の検討、関係児童生徒や保護者への相談・支援、関係機関との連携に取り組んでいます。</li> </ul>
<p>植苗小中学校 いじめ防止 プログラムの活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が安心して生活できる居場所を作ります。</li> <li>アンケート（年3回実施）や教育相談（年2回実施）をして、一人一人の悩みを聞きます。</li> <li>いじめの問題を自分ごととして考え、いじめの防止に向けて行動できるようにします。</li> <li>ホームページや学校だよりでいじめ防止に関する取組を発信し、地域全体でいじめ防止に努めます。</li> <li>インターネット上でいじめが起きないように、学年に応じた「情報モラル」に関する知識を身に付けられるよう取り組みます。</li> </ul>

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。気軽に相談願います。

植苗小中学校のいじめに関する相談窓口は、教頭です。

連絡先 0144-58-2134 (学校)

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 <a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター(電話) (メール)	011-612-5030 <a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
胆振教育局教育相談電話 (電話)	0143-22-6594	

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例やいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

